

## 災害時における食品衛生対策支援に関する協定

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人岡山県食品衛生協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙が実施する食品衛生対策に関する甲に対する支援（以下「支援」という。）に關し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における食品の衛生管理を確保し、被災地での食中毒発生を防止するために行う甲の業務に対する乙の支援に関し、必要な事項を取り決めるものとする。

### （支援の内容）

第2条 乙の支援は、乙に所属する食品衛生指導員の活動を主体とし、次の内容とする。

- (1) 被災地における食品営業施設の被災状況の情報収集
- (2) 避難所における食品の衛生的な取扱いの助言
- (3) 被災者に対する食中毒発生予防のための普及啓発
- (4) 衛生確保のための資材の提供及び被災者への配布支援
- (5) その他食品の衛生管理の確保に関する事項

### （支援の要請）

第3条 甲は、災害時において必要であると認めるときは、乙に対し支援の要請を行うものとする。

2 前項の要請を行う場合は、原則として書面によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話で要請し、事後に速やかに書面を送付するものとする。

### （要請に対する対応）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに当該要請に係る地区食品衛生協会と調整し、食品衛生指導員の活動が可能な範囲において対応するものとする。

2 前項の規定による対応の内容は、原則として書面により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話で通知し、事後に速やかに書面を送付するものとする。

### （支援の実施）

第5条 支援は、支援を受ける地区の保健所衛生課と支援を行う地区の地区食品衛生協会が情報共有を図り、連携して実施する。

### （報告）

第6条 乙は、甲の要請による支援が完了したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙の実施する支援の経費については、原則として乙が負担する。

(守秘義務)

第8条 乙は、支援の実施を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し必要な手続その他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに甲及び乙のいずれからも文書をもって協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

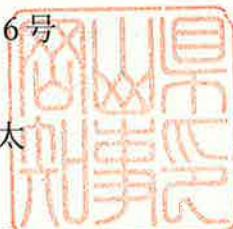
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月31日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市中区古京町1-1-17

一般社団法人岡山県食品衛生協会

会長 田中 智春

